



請 59 - 1

令和 6 年 8 月 23 日

浜松市議会議員
島井徳孝 殿

陳情人

竹村 洋

浜松市情報公開条例第 23 条の 2 第 3 項に基づく

定めの制定を求める陳情

日本国憲法 16 条及び情報公開法（昭和 22 年 3 月 13 日法律第 13 号）の規定に基づき、
下記のとおり陳情致します。

記

1 陳情の趣旨

浜松市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号。以下「情公条例」という。）23 条の 2 第 3 項に基づく実施機関による定めは、現状なされていないところ、当該定めが制定されるべく具体的な措置を取るよう陳情する。

2 陳情の理由

一 情公条例 23 条の 2 の規定は、指定管理者に対し、その管理運営を行っている公有施設に関する保有文書の公開について、必要な措置を講ずるよう努力義務を課す趣旨のものである。

同 2 項において、当該措置を講ずるべく行政指導をするよう実施機関にも努力義務を課し、同 3 項において、対象となる保有文書の範囲その他文書の公開に関し必要な事項を実施機関が定めることとされている。

二 しかるに、同条例を所管する文書行政課によれば、同 3 項に基づく定めは、市の規則又は要綱として存在しないとのことであり、実務上必要があれば、当該指定管理者の所管部局が都度起案して定めているとのことである。

少なくとも、中央区まちづくり推進課によれば、現状例えば、同課の所管する浜松市北部水泳場、浜松市武道館、浜松文芸館、浜松復興記念館、浜松市中部協働セ

ンター、浜松市文化コミュニティセンター及び浜松市観光バス公共駐車場については、係る定めはされていない。

三 同条の規定は、係る定めを前提とするものであり、さりとて指定管理者の努力義務が消滅する訳では無いにしろ、同者が保有文書の公開に関し必要な措置を講ずることは係る定めなくして困難であって、当該定めは情公条例施行規則の各規定同様、施行にあたり定められていなければならないものであるから、事実上同条が死文化してしまっているものと言わざるを得ない。

四 指定管理者制度は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため」、第三者に「当該公の施設の管理」を行わせ得るものであり（地方自治法244条の2第3項）、それにより結果として市民の市政に対する知る権利を阻害し、市の諸活動について市民に説明する責務が回避される事態を生じさせることは、地方自治の本旨ではないと言うべきであるから、これらに対応するために存在する情公条例23条の2が機能不全となっている前号の現状は解消されなければならない。

五 よって、市長その他の実施機関において当該定めが制定されるべく、市議会において具体的な措置を取るよう陳情する。

以上